

第 754 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 5 年 2 月 28 日 (火) 13 時 55 分～14 時 50 分
場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 1)
- (2) なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 2)
- (3) 小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について (資料 3)
- (4) するめいかに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について (資料 4-1、4-2)
- (5) くろまぐろに関する令和 5 管理年度における神奈川県知事漁獲可能量について (資料 5-1～5-4)
- (6) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における神奈川県知事漁獲可能量の変更について (資料 6)
- (7) 令和 4 管理年度におけるくろまぐろ (小型魚) に関する神奈川県知事漁獲可能量の漁業種類別の配分について (資料 7)

2 報告事項

- (1) 資源管理状況等の報告について (定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権) (資料 8-1～8-3)
- (2) くろまぐろに関する令和 4 管理年度における知事漁獲可能量の変更について (資料 9-1、9-2)
- (3) 油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業禁止に係る委員会指示等の公報登載について (資料 10)

3 その他

- (1) 令和 5 年 5 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)

出席者

- ・委員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、玉置 泰司
- ・事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、菊池副技幹、原田主査、野口技師、川原技師

議 事

事) 川上代理

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中13名の委員の御出席をいただいております、漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長

それではただいまから第754回の委員会を開会します。

(宮川副会長)

本日の議題ですが、諮問事項が7件、報告事項が3件と、その他となっております。

それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

石橋委員、鵜飼委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは石橋委員、鵜飼委員、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。

資料の内容について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 野口技師

【資料1に基づき説明】

議 長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項(2)「なまこ漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

本件につきましては本日資料が机上配付されている議題なので、水産課から説明をお願いします。

水) 原田主査

【資料2に基づき説明】

議 長

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議 長

それではそのように決定します。

続いて諮問事項（3）「小型まき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題といたします。

資料の内容について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 原田主査
議 長

【資料3に基づき説明】

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（4）「するめいかに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料の内容等について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 川原技師
議 長

【資料4に基づき説明】

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（5）「くろまぐろに関する令和5管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量について」を議題とします。

資料の内容等について水産課から概要の説明をお願いします。

水) 川原技師
議 長

【資料5に基づき説明】

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（6）「くろまぐろに関する令和4管理年度における神奈川県知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。

本件については、資料は事前に送付されておりますが説明は当日行うとのことなので、水産課より説明をお願いします。

水) 川原技師
議 長

【資料6に基づき説明】

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申

委員一同
議長

することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

了承

それではそのように決定いたします。

続いて諮問事項（7）「令和4管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）に関する神奈川県知事管理漁獲可能量の漁業種類別の配分について」を議題とします。

本件につきましても本日資料が机上配付されている議題なので、水産課から説明をお願いします。

水) 川原技師
議長

【資料7に基づき説明】

この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。

特段ないようでしたら、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了承

それではそのように決定いたします。

続いて報告事項（1）「資源管理状況等の報告について（定置漁業権、区画漁業権、共同漁業権）」を議題とします。本件につきましても本日資料が机上配付されている議題なので、水産課から説明をお願いします。

水) 野口技師
水) 相澤副技幹
水) 原田主査
議長

【資料8-1、8-2及び8-3に基づき説明】

この件につきまして御質問、御意見等ございますでしょうか。

資料8-1の定置の部分ですが、例えばひらめで35センチメートル以下のものを採捕禁止しているのがいくつかあります。

これは県の規則の制限よりも厳しくしているのでここに書かれているという意味合いなのではないでしょうか。

水) 野口技師

ここに記載しているのはあくまでも漁業権者から御報告いただいた内容を記載しております。

水) 原田主査

補足させていただきますと、ひらめにつきましては県の規則上、大きさ制限はありませんので、全て自主的な資源管理となっております。

それを組合の申告に従ってこちらに記載させていただいております。

玉置委員

分かりました。

ありがとうございます。

議長
鵜飼委員

他に御質問等ございませんでしょうか。

確認したいのですが、先ほどのなまこ漁業の諮問にも少し関わるのです

が、共同漁業権の補完という形で現在許可を出しており、この報告の中では、共第 14 号の大磯二宮漁協の中のなまこ漁業は斜線が入っています。

先ほどの説明によると、斜線が入っているので漁業権の内容にはなっていないということでしょうか。

また、第二種共同漁業権の固定式刺し網については、報告がないということで斜線は入っていないということでしょうか。

水) 原田主査
鵜飼委員

そのとおりです。

本来なまこ漁業自体は共同漁業権の内容とすべきではないのかというのが 1 点ありますが、その辺の見解はいかがでしょうか。

水) 原田主査

おっしゃるとおり、なまこ漁業は定着性水産動植物にあたりますので、基本的には共同漁業権の内容として対応させていただいております。

今回なまこ漁業が設定された背景として、特定水産動植物に指定された関係があり、漁業権若しくは知事許可に基づくもの以外の採捕が禁止されております。

こちらの共第 14 号につきましては、前回の平成 25 年の切替えの際にも共同漁業権の内容としてなまこが入っていなかった経緯がありますが、実態としてはなまこ漁業が営まれております。

その関係から、特定水産動植物への対応と、漁業権の内容になっていないことへの対応から許可漁業にした経緯があり、今回、最初に申し上げましたとおり、定着性の水産動植物が漁業権の区域内で採捕の対象となっている場合、極力漁業権の中に入れる方針にしておりますので、海区漁場計画素案の事前協議の際にもお示ししたとおり、共第 14 号共同漁業権については、今年の 9 月 1 日からの漁業権の内容になまこを入れることで対応させていただく方針です。

鵜飼委員

漁業権の内容に入れるのですね。

水) 原田主査

はい。

入れることとして事前協議させていただき、現在意見聴取している海区漁場計画素案にもその趣旨で載せております。

鵜飼委員

第二種共同漁業権は既に入っていますよね。

水) 原田主査

はい。

鵜飼委員

これもなまこを対象にするのでしょうか。

水) 原田主査

こちらにつきましては、現状なまこ漁業の条件の中に刺し網の採捕も入っており、許可に基づき刺し網での採捕は可能です。

刺し網については混獲が主になっており、なまこ漁業として組合が行使規

則で刺し網と定めたいのであれば、容認しないことはありません。

ただ現状、刺し網でのなまこを目的とした漁獲はないので、なまこ漁業として現状対応しております。

鵜飼委員

行使規則の中に入れればできるということですか。

水) 原田主査

可能です。

鵜飼委員

諮問の話になってしまいますが、今回の許可の中にみづきや裸もぐりや徒手が入っています。

これは許可の内容として入れる必要があるのでしょうか。

水) 原田主査

ここの部分については第一種共同漁業権の行使規則の中身に代わる部分として扱っております。

行使規則については、例えばわかめ漁業だと、漁法としてみづきや磯どりなどがあるので、それに対する対応としてこちらの条件を入れております。

鵜飼委員

このような許可は県内でははじめてでしょうか。

水) 原田主査

令和2年12月1日からなまこ漁業の許可は始まっていますが、どのような許可についても漁法を条件のところに設定しております。

現状は横浜市地先と、同じく共同漁業権になまこ漁業が入っていない平塚市と茅ヶ崎市地先、そして漁業権自体がない三崎の城ヶ島と三崎漁港の間を操業区域として許可を出しております。

鵜飼委員

共同漁業権でもできますよね。

水) 原田主査

そのとおりです。

鵜飼委員

許可漁業を上からかぶせているのでしょうか。

水) 原田主査

共同漁業権のところにあるなまこ漁業の許可は、共同漁業権になまこがないことに対する代替として出していますので、次の更新のときには、共同漁業権があるところでなまこの許可が出ている部分については、全て共同漁業権で対応する形としております。

鵜飼委員

今回の9月の切替えでなまこ漁業が入ればいらなくなるのではないのでしょうか。

水) 原田主査

いらなくなります。

鵜飼委員

共同漁業権に基づいて獲るということでしょうか。

水) 原田主査

そのとおりです。

9月1日以降はこの許可自体が意味のないものになりますが、現状、漁業権の公示もされていないのでこのようにしております。

鵜飼委員

実績は書いていませんが、実績があるという理解でよろしいのでしょうか。

水) 原田主査 鵜飼委員	あります。 報告書自体には実績がないですね。
水) 原田主査 鵜飼委員	漁業権としてはないのですが、知事許可漁業としては報告が出ています。 新規でしたでしょうか。
水) 原田主査 鵜飼委員	ここの地区での漁獲という意味で実績があります。 新しく漁業権化するにあたって、ここの地区で既に出ているなまこ漁業の許可の漁獲量を考慮した上での漁業権化となります。 漁業権化はそうですよね。
水) 原田主査 鵜飼委員	しかし今度新規の許可を出すのではないのですか。
水) 原田主査 鵜飼委員	そのとおりです。 全く新しい許可ではなく、人が新しいということでしょうか。 そのとおりです。 そのため定数2を上乗せする諮問となっております。 分かりました。
議 長	ありがとうございます。 他に御質問等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、本件は報告事項ですので了承ということによろしいでしょうか。
委員一同 議 長	了 承 それではそのように決定いたします。 続いて報告事項(2)「くろまぐろに関する令和4管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について」を議題とします。 資料の内容について水産課から概要の説明をお願いします。
水) 川原技師 議 長	【資料9に基づき説明】 この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、本件も報告事項ですので了承ということによろしいでしょうか。
委員一同 議 長	了 承 それではそのように決定いたします。 続いて報告事項(3)「油いか、油布を使用する釣り又ははえ縄漁業の操業禁止に係る委員会指示等の公報登載について」を議題といたします。 こちらは先月の委員会で発動を決定した指示が公報に登載されたという報告ですが、この件について御質問、御意見等ございますでしょうか。 特段ないようでしたら、本件も報告事項ですので了承ということによろしい

委員一同
議長

いでしょうか。

了 承

それではそのように決定いたします。

以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

特段ないようですので、それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

なお、次回は3月29日水曜日14時からの開催予定となっております。

御協力ありがとうございました。

以上